

平成28年

第19回教育委員会会議

報告・報告事項

秋田県教育委員会

報告第 8 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成 28 年 12 月 15 日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成28年11月28日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成28年11月25日付け財-213により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成28年度秋田県一般会計補正予算（第4号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		33,326	国債計 11,606 22,300 33,906	△580	
	4		高等学校費		33,326	国債計 11,606 22,300 33,906	△580	
		2	高等学校管理費		14,577	国債計 5,062 9,500 14,562	15	
			学校営繕費	01 学校営繕費	14,577	国債計 5,062 9,500 14,562	15	県立学校の校舎等修繕に要する経費
		5	学校建設費		18,749	国債計 6,544 12,800 19,344	△595	
			県立学校天井等落下防止対策推進事業費	01 県立学校天井等落下防止対策推進事業	18,749	国債計 6,544 12,800 19,344	△595	天井等の落下防止対策に要する経費
			合計		33,326	国債計 11,606 22,300 33,906	△580	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△4,194	国 17,340	△21,534	
	1		教育総務費		△25,784		△25,784	
		2	事務局費		△25,784		△25,784	
			給与費	01 給与費	△25,784		△25,784	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △17,828 2. 職員手当等 △1,933 3. 共 済 費 △6,023
	2		小学校費		△261,075	国 △65,210	△195,865	
		1	教職員費		△261,075	国 △65,210	△195,865	
			給与費	01 給与費	△199,660	国 △65,210 諸 501 計 △64,709	△134,951	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △162,190 2. 職員手当等 15,654 3. 共 済 費 △53,124
				02 少人数学習推進事業	△61,415	諸 △501	△60,914	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △31,850 2. 職員手当等 △17,242 3. 共 済 費 △12,323
	3		中学校費		227,462	国 62,553	164,909	
		1	教職員費		227,462	国 62,553	164,909	
			給与費	01 給与費	194,830	国 62,553 諸 35 計 62,588	132,242	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 58,911 2. 職員手当等 98,377 3. 共 済 費 37,542
				02 少人数学習推進事業	32,632	諸 △35	32,667	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 21,504 2. 職員手当等 8,864 3. 共 済 費 2,264
	4		高等学校費		△49,847		△49,847	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
		1	高等学校総務費		△49,847		△49,847	
			給与費	01 給与費	△49,847		△49,847	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △11,255 2. 職員手当等 △2,828 3. 共 済 費 △35,764
	5		特別支援学校費		111,607	国 19,997	91,610	
		1	特別支援学校総務費		111,607	国 19,997	91,610	
			給与費	01 給与費	111,607	国 19,997	91,610	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 62,861 2. 職員手当等 40,390 3. 共 済 費 8,356
	6		社会教育費		△6,830		△6,830	
		1	社会教育総務費		△6,830		△6,830	
			給与費	01 給与費	△6,830		△6,830	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △8,130 2. 職員手当等 9,518 3. 共 済 費 △8,218
	7		保健体育費		273		273	
		1	保健体育総務費		273		273	
			給与費	01 給与費	273		273	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △470 2. 職員手当等 1,092 3. 共 済 費 △349
合計					△4,194	国 17,340	△21,534	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		5,960	国	5,960	
	6		社会教育費		5,960	国	5,960	
		1	社会教育総務費		5,960	国	5,960	
			指導体制充実費	01 学校・家庭・地域連携総合推進事業	5,960	国	5,960	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化の推進に要する経費
合計					5,960	国	5,960	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		1,416		1,416	
	6		社会教育費		1,416		1,416	
		3	文化財保護費		1,416		1,416	
			文化財保護助成費	01 文化財保護助成事業	1,416		1,416	「花輪祭の屋台行事」の屋台修理への助成に要する経費
合計					1,416		1,416	

第3表 債務負担行為補正

1 追加分	事 項	期 間	限 度	額
	秋田県自然活動体験センター管理運営費 (平成28年度分)	平成29年度から平成33年度まで	秋田県自然活動体験センター管理運営費	15,285 千円

議案第百九十四号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

第二十二条第一項及び第四項中「附則第三項第五号」を「附則第二項第五号」に改める。

第二十三条第一項中「附則第三項第六号」を「附則第二項第六号」に改め、同条第二項中「その者に所属する」を削り、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「附則第三項第六号」を「附則第二項第六号」に、「百分の七十七・五」を「百分の八十二・五」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項第一号中「附則第五項」を「附則第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項第六号中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項中「附則第三項」を「附則第二項」に、「百分の〇・七七五」を「百分の〇・八二五」に、「百分の七十七・五」を「百分の八十二・五」に改め、同項を附則第五項とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

1 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,457	172,485	291,340	409,187
	2	157,969	174,602	293,961	410,699
	3	159,481	176,719	296,885	412,212
	4	160,993	178,937	299,405	413,724
	5	162,707	180,953	301,925	415,135
	6	164,622	183,171	304,345	416,546
	7	166,437	185,389	306,664	418,059
	8	168,251	187,607	309,083	419,672
	9	170,066	189,926	311,502	421,083
	10	172,183	192,748	314,123	422,494
	11	174,199	195,470	316,845	423,906
	12	176,215	198,192	319,769	425,216
	13	178,232	201,115	322,289	426,527
	14	180,449	202,829	324,305	427,938
	15	182,667	204,543	326,321	429,349
	16	184,885	206,257	328,640	430,761
	17	187,204	208,071	330,858	431,970
	18	189,825	209,785	333,076	433,281
	19	192,345	211,499	335,394	434,491
	20	194,865	213,112	337,511	435,801
	21	197,385	214,926	339,830	436,910
	22	199,099	216,842	342,048	438,120
	23	200,813	218,757	344,366	439,430
	24	202,527	220,673	346,685	440,741
	25	204,039	222,386	348,600	442,051
	26	205,652	224,403	350,415	443,261
	27	207,265	226,419	352,330	444,269
	28	208,777	228,435	354,246	445,378
	29	210,491	230,350	356,060	446,588
	30	212,205	233,072	357,875	447,394
	31	213,918	235,794	359,589	448,201
	32	215,632	238,516	361,504	449,108
	33	217,144	241,137	363,117	450,015
	34	218,858	243,960	364,831	450,519
	35	220,572	246,581	366,545	451,023
	36	222,286	249,303	368,359	451,527
	37	223,798	251,823	370,275	452,032
	38	225,511	254,343	371,787	
	39	227,225	256,863	373,299	
	40	228,939	259,182	374,912	

	41	230,552	261,904	376,122
	42	232,266	264,323	377,533
	43	233,879	266,541	378,944
	44	235,492	268,759	380,456
	45	237,205	270,977	381,969
	46	238,718	273,195	383,582
	47	240,129	275,412	385,195
	48	241,540	277,429	386,707
	49	242,952	279,747	388,118
	50	244,363	281,763	389,630
	51	245,875	283,679	391,142
	52	247,085	285,695	392,554
	53	248,194	287,510	393,763
	54	249,605	289,929	395,074
	55	250,815	292,248	396,183
	56	252,025	294,768	397,292
	57	253,234	296,885	398,703
	58	254,444	299,405	399,913
	59	255,553	301,724	401,122
	60	256,763	304,446	402,433
	61	258,174	306,865	403,643
	62	259,384	309,285	404,651
	63	260,593	311,805	406,062
	64	261,501	314,123	407,373
	65	262,509	316,442	408,582
	66	263,920	318,660	409,691
	67	265,331	320,777	410,901
	68	266,844	322,995	412,010
	69	268,457	325,213	413,018
	70	269,969	327,330	414,228
	71	271,481	329,547	415,438
	72	272,892	331,564	416,647
再任 用職 員以 外の 職員	73	274,001	333,681	417,252
	74	275,211	335,798	418,059
	75	276,521	338,015	418,764
	76	277,731	340,233	419,268
	77	279,142	342,048	419,571
	78	280,251	343,963	419,974
	79	281,461	345,879	420,377
	80	282,671	347,693	420,780
	81	283,880	349,508	421,083
	82	284,788	351,322	421,486
	83	285,997	352,935	421,889
	84	287,207	354,750	422,192
	85	288,215	356,060	422,494
	86	289,123	357,673	422,897
	87	290,030	359,186	423,301
	88	291,038	360,698	423,603

89	292, 147	362, 109	423, 906
90	293, 054	363, 420	424, 208
91	293, 961	364, 831	424, 510
92	294, 869	366, 242	424, 712
93	295, 272	367, 754	424, 914
94	295, 978	369, 065	
95	296, 683	370, 375	
96	297, 490	371, 585	
97	298, 296	372, 593	
98	299, 103	373, 601	
99	299, 909	374, 609	
100	300, 615	375, 618	
101	301, 522	376, 525	
102	302, 026	377, 533	
103	302, 530	378, 541	
104	303, 034	379, 549	
105	303, 236	380, 356	
106	303, 639	381, 263	
107	303, 942	382, 170	
108	304, 143	383, 178	
109	304, 345	383, 985	
110	304, 547	384, 993	
111	304, 849	386, 001	
112	305, 151	387, 009	
113	305, 353	387, 614	
114	305, 555	388, 521	
115	305, 756	389, 429	
116	306, 059	390, 336	
117	306, 361	391, 142	
118	306, 664	391, 848	
119	306, 966	392, 654	
120	307, 268	393, 461	
121	307, 369	394, 066	
122	307, 571	394, 872	
123	307, 873	395, 578	
124	308, 176	396, 284	
125	308, 377	396, 888	
126		397, 594	
127		398, 098	
128		398, 703	
129		399, 409	
130		400, 014	
131		400, 518	
132		401, 022	
133		401, 324	
134		401, 627	
135		401, 929	
136		402, 231	

137			402,534		
138			402,836		
139			403,139		
140			403,441		
141			403,744		
142			404,046		
143			404,348		
144			404,651		
145			404,852		
146			405,155		
147			405,457		
148			405,659		
149			405,861		
150			406,163		
151			406,465		
152			406,667		
153			406,869		
154			407,171		
155			407,474		
156			407,675		
157			407,877		
再任用職員		226,217	272,489	326,221	407,675

備考1 この表は、市町村立の小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,457	201,115	330,858	419,470
	2	157,969	202,829	333,076	421,284
	3	159,481	204,543	335,394	423,099
	4	160,993	206,257	337,511	424,813
	5	162,707	208,071	339,830	426,325
	6	164,622	209,785	342,048	427,837
	7	166,437	211,499	344,366	429,753
	8	168,251	213,112	346,685	431,668
	9	170,066	214,926	348,600	433,483
	10	172,183	216,842	350,717	435,297
	11	174,199	218,757	352,935	437,212
	12	176,215	220,673	355,052	439,027
	13	178,232	222,386	357,169	440,741
	14	180,449	224,403	359,186	442,656
	15	182,667	226,419	361,202	444,471
	16	184,885	228,435	363,218	446,386
	17	187,204	230,350	365,033	448,100
	18	189,825	233,072	366,948	449,915
	19	192,345	235,794	368,964	451,729
	20	194,865	238,516	370,980	453,544
	21	197,385	241,137	372,694	455,157
	22	199,099	243,960	374,609	456,870
	23	200,813	246,581	376,525	458,786
	24	202,527	249,303	378,440	460,500
	25	204,039	251,823	379,852	462,213
	26	205,753	254,343	381,666	463,826
	27	207,466	256,863	383,481	465,439
	28	209,079	259,182	385,396	466,951
	29	210,592	261,904	387,312	468,464
	30	212,305	264,323	389,227	469,774
	31	214,019	266,541	391,142	471,085
	32	215,733	268,759	393,159	472,395
	33	217,346	270,977	394,872	473,605
	34	219,160	273,195	396,586	474,311
	35	220,975	275,412	398,199	475,016
	36	222,790	277,429	400,014	475,722
	37	224,403	279,747	401,223	476,327
	38	226,217	281,763	402,735	
	39	228,032	283,679	404,147	
	40	229,846	285,695	405,558	

	41	231,560	287,510	407,272
	42	233,274	289,929	408,683
	43	234,887	292,248	409,994
	44	236,500	294,768	411,506
	45	238,113	296,885	413,119
	46	239,524	299,405	414,429
	47	240,835	301,724	415,942
	48	242,044	304,446	417,555
	49	243,556	306,865	419,268
	50	245,069	309,285	420,680
	51	246,278	311,805	422,293
	52	247,790	314,123	423,805
	53	249,000	316,442	425,519
	54	250,210	318,660	427,031
	55	251,621	320,777	428,644
	56	252,730	322,995	430,257
	57	254,041	325,213	431,769
	58	255,150	327,330	433,281
	59	256,259	329,547	434,491
	60	257,468	331,564	435,700
	61	258,779	333,681	436,910
	62	260,089	335,798	438,221
	63	261,501	338,015	439,531
	64	262,710	340,233	440,741
	65	264,021	342,149	441,951
	66	265,533	344,366	443,160
	67	267,045	346,483	444,370
	68	268,759	348,701	445,580
	69	270,271	350,617	446,789
	70	271,682	352,532	447,999
	71	273,094	354,649	449,209
	72	274,505	356,665	450,419
	73	275,614	358,379	451,527
	74	277,025	360,294	452,132
	75	278,437	362,109	452,636
再任	76	279,646	364,024	453,140
用職	77	281,058	365,940	453,645
員以	78	282,268	367,654	
外の	79	283,477	369,367	
職員	80	284,687	370,980	
	81	285,796	372,492	
	82	287,006	374,005	
	83	288,215	375,517	
	84	289,425	376,928	
	85	290,635	378,037	
	86	291,744	379,448	
	87	292,853	380,860	
	88	294,062	382,170	

89	295,272	383,481
90	296,381	384,791
91	297,591	386,001
92	298,800	387,312
93	299,506	388,622
94	300,514	389,731
95	301,623	391,041
96	302,833	392,251
97	303,841	393,663
98	304,950	394,671
99	305,958	395,780
100	307,067	396,788
101	307,974	397,695
102	309,083	398,703
103	310,192	399,812
104	311,200	400,921
105	311,805	401,627
106	312,712	402,534
107	313,519	403,441
108	314,325	404,348
109	315,232	405,155
110	315,636	406,062
111	316,039	406,869
112	316,543	407,675
113	317,148	408,280
114	317,551	408,986
115	318,055	409,691
116	318,559	410,397
117	319,164	411,002
118	319,668	411,506
119	320,071	411,909
120	320,575	412,312
121	321,079	412,716
122	321,483	413,018
123	321,987	413,321
124	322,491	413,522
125	323,096	413,724
126	323,398	414,026
127	323,700	414,329
128	324,003	414,530
129	324,204	414,732
130	324,507	415,034
131	324,809	415,337
132	325,112	415,538
133	325,313	415,740
134	325,515	416,042
135	325,717	416,345
136	326,019	416,546

	137	326,321	416,748		
	138	326,523	417,050		
	139	326,826	417,353		
	140	327,128	417,555		
	141	327,330	417,756		
	142	327,531	418,059		
	143	327,834	418,361		
	144	328,035	418,563		
	145	328,338	418,764		
	146	328,539			
	147	328,842			
	148	329,144			
	149	329,346			
	150	329,547			
	151	329,850			
	152	330,152			
	153	330,354			
再任用職員		235,088	275,715	332,975	417,756

備考1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,746	193,252	229,745	263,214	289,425	320,273
	2	143,855	195,067	231,358	265,130	291,643	322,491
	3	145,065	196,881	232,871	266,944	293,961	324,809
	4	146,174	198,696	234,484	269,061	296,078	327,027
	5	147,283	200,309	235,996	270,876	298,095	329,245
	6	148,392	202,124	237,709	272,791	300,413	331,261
	7	149,501	203,938	239,222	274,707	302,732	333,479
	8	150,610	205,753	240,835	276,824	304,950	335,697
	9	151,719	207,466	242,246	278,941	307,067	337,814
	10	153,130	209,281	243,758	280,957	309,385	340,032
	11	154,440	211,096	245,371	283,074	311,603	342,149
	12	155,751	212,910	246,782	285,090	313,922	344,366
	13	157,061	214,322	248,295	287,106	316,039	346,282
	14	158,574	216,136	249,807	289,223	318,156	348,298
	15	160,086	217,850	251,117	291,240	320,374	350,415
	16	161,699	219,664	252,529	293,256	322,491	352,431
	17	163,009	221,378	254,041	295,272	324,608	354,246
	18	164,521	223,092	255,754	297,288	326,624	356,262
	19	166,034	224,705	257,468	299,405	328,741	358,077
	20	167,546	226,318	259,283	301,421	330,757	359,992
	21	168,957	227,830	260,896	303,438	332,673	362,008
	22	171,679	229,544	262,710	305,555	334,790	363,924
	23	174,300	231,157	264,424	307,571	336,806	365,940
	24	176,921	232,770	266,138	309,688	338,923	367,855
	25	179,643	234,080	268,154	311,502	340,435	369,871
	26	181,357	235,592	270,069	313,619	342,350	371,787
	27	183,070	237,004	271,884	315,736	344,266	373,803
	28	184,784	238,314	273,699	317,753	346,181	375,819
	29	186,296	239,625	275,412	319,668	347,895	377,331
	30	188,111	240,835	277,328	321,684	349,810	379,146
	31	189,926	241,843	279,243	323,801	351,726	380,960
	32	191,639	243,052	280,957	325,918	353,540	382,573
	33	193,252	244,363	282,671	327,330	355,456	384,388
	34	194,764	245,573	284,586	329,346	357,270	385,799
	35	196,277	246,782	286,401	331,261	359,085	387,312
	36	197,789	248,093	288,316	333,378	360,798	388,924
	37	199,099	249,000	289,929	335,294	362,210	390,336
	38	200,410	250,412	291,643	337,209	363,520	391,546
	39	201,720	251,823	293,457	339,225	364,932	392,755
	40	203,031	253,335	295,272	341,141	366,343	393,864

	41	204,341	254,746	296,986	343,056	367,654	394,973
	42	205,652	256,158	298,700	344,971	368,561	396,183
	43	206,962	257,569	300,312	346,786	369,670	397,393
	44	208,273	258,880	301,925	348,701	370,779	398,501
	45	209,483	260,089	303,639	350,213	371,585	399,207
	46	210,793	261,400	305,353	351,625	372,492	399,913
	47	212,104	262,811	306,966	353,137	373,400	400,618
	48	213,414	264,122	308,680	354,649	374,307	401,324
	49	214,523	265,432	309,789	356,262	375,214	401,929
	50	215,632	266,541	311,301	357,069	376,021	402,534
	51	216,640	267,852	312,813	358,278	376,827	403,038
	52	217,749	269,162	314,426	359,286	377,634	403,441
	53	218,858	270,170	316,039	360,194	378,339	403,844
	54	219,866	271,279	317,652	361,303	379,045	404,147
	55	220,773	272,590	319,265	362,210	379,751	404,449
	56	221,782	273,900	320,777	363,319	380,456	404,752
	57	222,386	275,009	322,289	364,226	380,960	405,054
	58	223,294	276,017	323,499	364,932	381,565	405,357
	59	224,100	277,025	324,709	365,637	382,170	405,659
	60	225,007	278,134	325,918	366,343	382,876	405,961
再任 用職 員以 外の 職員	61	225,713	279,344	326,624	366,746	383,279	406,264
	62	226,721	280,352	327,531	367,351	383,985	406,566
	63	227,528	281,259	328,338	368,057	384,590	406,869
	64	228,435	282,268	329,144	368,762	385,195	407,171
	65	229,141	282,973	330,051	369,065	385,598	407,474
	66	229,947	283,880	330,455	369,771	386,203	407,776
	67	230,854	284,586	331,160	370,476	386,807	408,078
	68	231,963	285,493	331,967	371,182	387,412	408,381
	69	232,669	286,502	332,773	371,484	387,816	408,582
	70	233,375	287,308	333,479	372,089	388,320	408,885
	71	233,980	288,114	334,185	372,795	388,824	409,187
	72	234,786	288,921	334,890	373,400	389,429	409,490
	73	235,592	289,727	335,394	373,702	389,731	409,691
	74	236,298	290,231	335,999	374,307	390,134	409,994
	75	237,004	290,635	336,503	375,013	390,537	410,296
	76	237,609	291,139	337,108	375,618	390,941	410,498
	77	238,314	291,240	337,411	376,021	391,243	410,699
	78	239,121	291,643	337,915	376,525	391,546	411,002
79	239,927	291,844	338,318	377,130	391,848	411,304	
80	240,633	292,248	338,822	377,634	392,150	411,506	
81	241,339	292,449	339,225	378,138	392,352	411,708	
82	242,044	292,651	339,729	378,743	392,654	412,010	
83	242,750	293,054	340,233	379,247	392,957	412,312	
84	243,456	293,357	340,737	379,549	393,159	412,514	
85	244,061	293,659	341,040	379,952	393,360	412,716	
86	244,766	293,961	341,443	380,456	393,663		
87	245,472	294,264	341,947	380,860	393,965		
88	246,178	294,667	342,350	381,263	394,167		

	89	246,883	294,970	342,653	381,666	394,368	
	90	247,387	295,373	343,056	382,170	394,671	
	91	247,790	295,675	343,560	382,573	394,973	
	92	248,295	296,078	343,963	382,977	395,175	
	93	248,597	296,179	344,165	383,279	395,376	
	94		296,381	344,568			
	95		296,784	345,072			
	96		297,187	345,475			
	97		297,389	345,576			
	98		297,691	346,080			
	99		298,095	346,483			
	100		298,498	346,786			
	101		298,700	347,088			
	102		299,002	347,492			
	103		299,405	347,895			
	104		299,708	348,298			
	105		299,909	348,802			
	106		300,212	349,205			
	107		300,615	349,609			
	108		300,917	350,012			
	109		301,119	350,516			
	110		301,522	350,919			
	111		301,925	351,222			
	112		302,228	351,524			
	113		302,329	352,028			
	114		302,631				
	115		302,934				
	116		303,337				
	117		303,538				
	118		303,740				
	119		304,042				
	120		304,345				
	121		304,748				
	122		304,950				
	123		305,252				
	124		305,555				
	125		305,857				
再任用職員		188,413	216,136	256,460	276,017	291,240	316,845

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校の事務職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,686	185,893	221,580	247,891	280,352
	2	149,097	187,506	223,193	249,303	282,368
	3	150,509	189,119	224,806	250,512	284,586
	4	151,920	190,732	226,419	251,924	286,703
	5	153,130	192,244	227,830	253,133	288,921
	6	154,944	193,857	229,443	254,343	291,038
	7	156,658	195,470	230,955	255,553	293,155
	8	158,372	196,982	232,568	256,662	295,272
	9	160,086	198,595	233,879	257,972	297,288
	10	161,800	200,309	235,391	258,980	299,506
	11	163,513	201,922	236,802	259,988	301,623
	12	165,328	203,636	238,012	260,997	303,841
	13	166,840	205,249	239,726	262,307	306,059
	14	168,755	206,862	241,137	263,819	307,974
	15	170,772	208,475	242,347	265,432	310,091
	16	172,687	210,088	243,758	266,944	312,107
	17	174,602	211,600	244,867	268,457	314,224
	18	176,518	213,213	246,077	270,271	316,240
	19	178,332	214,926	247,286	272,086	318,357
	20	180,248	216,640	248,496	273,900	320,474
	21	182,163	217,951	249,907	275,715	322,390
	22	183,675	219,463	250,916	277,529	324,406
	23	185,187	220,874	251,924	279,344	326,321
	24	186,700	222,386	253,033	281,058	328,338
	25	188,313	223,798	254,242	282,872	330,253
	26	189,825	225,209	255,654	284,788	332,168
	27	191,337	226,520	257,065	286,703	334,185
	28	192,748	227,830	258,577	288,518	336,201
	29	194,260	229,241	259,988	290,534	337,713
	30	195,571	230,653	261,702	292,349	339,528
	31	196,881	232,165	263,416	294,163	341,241
	32	198,192	233,576	265,029	296,078	343,056
	33	199,603	234,887	266,541	297,792	344,770
	34	201,015	236,197	268,356	299,506	346,584
	35	202,426	237,205	270,069	301,321	348,500
	36	203,837	238,516	271,783	303,135	350,314
	37	204,946	239,927	273,295	304,647	352,129
	38	206,257	241,238	275,009	306,361	353,843
	39	207,567	242,347	276,723	307,974	355,456
	40	208,878	243,657	278,336	309,587	357,169

	41	210,088	244,968	280,050	311,402	358,379
	42	211,297	246,178	281,663	313,115	359,488
	43	212,507	247,387	283,376	314,728	360,698
	44	213,717	248,496	285,090	316,442	361,907
	45	214,926	249,605	286,602	317,551	363,117
	46	216,035	251,016	288,316	318,962	363,924
	47	217,043	252,529	290,030	320,474	365,133
	48	218,152	253,940	291,643	322,087	366,242
	49	219,160	255,553	293,054	323,499	367,250
	50	220,169	256,964	294,667	324,809	368,258
	51	221,076	258,376	296,078	326,019	369,267
	52	222,084	259,686	297,691	327,330	370,275
	53	222,689	260,795	299,103	328,438	371,081
	54	223,596	262,206	300,615	329,447	371,888
	55	224,302	263,618	302,026	330,555	372,795
再任	56	225,310	264,928	303,538	331,564	373,702
用職	57	226,016	265,936	304,748	332,068	374,206
員以	58	226,923	267,247	305,958	332,975	375,013
外の	59	227,628	268,557	307,168	333,781	375,819
職員	60	228,435	269,868	308,579	334,689	376,626
	61	229,342	270,775	309,889	335,495	377,029
	62	230,149	271,985	311,099	335,798	377,735
	63	231,056	273,295	312,410	336,402	378,440
	64	232,165	274,606	313,619	337,108	379,146
	65	232,770	275,614	315,031	337,713	379,549
	66	233,576	276,723	315,837	338,419	380,154
	67	234,383	277,731	316,644	339,124	380,860
	68	235,189	278,840	317,450	339,830	381,465
	69	235,895	279,949	318,055	340,536	381,868
	70	236,601	280,957	318,761	341,040	382,372
	71	237,306	282,066	319,466	341,645	382,876
	72	237,911	283,175	320,071	342,249	383,380
	73	238,617	283,981	320,777	342,552	383,985
	74	239,423	284,687	320,979	343,157	384,489
	75	240,230	285,191	321,583	343,661	385,094
	76	240,935	285,997	322,188	344,266	385,699
	77	241,540	286,804	322,793	344,770	386,203
	78	242,145	287,409	323,297	345,274	386,707
	79	242,750	288,014	323,801	345,778	387,211
	80	243,355	288,619	324,305	346,181	387,715
	81	243,657	289,324	324,910	346,483	388,017
	82	244,061	289,828	325,414	346,786	388,521
	83	244,464	290,231	325,817	347,189	388,924
	84	244,867	290,635	326,321	347,492	389,328
	85	245,270	290,836	326,826	347,996	389,731
	86		291,038	327,229	348,298	
	87		291,240	327,430	348,600	
	88		291,441	327,834	348,903	

	89		291,844	328,237	349,306	
	90		292,046	328,640	349,609	
	91		292,248	329,043	350,012	
	92		292,449	329,447	350,314	
	93		292,853	329,749	350,717	
	94		293,054	329,951	351,020	
	95		293,256	330,354	351,322	
	96		293,558	330,656	351,625	
	97		293,961	330,858	351,927	
	98		294,264	331,160	352,330	
	99		294,466	331,463	352,734	
	100		294,768	331,765	353,137	
	101		295,070	331,967	353,641	
	102		295,272	332,269	354,044	
	103		295,474	332,673	354,447	
	104		295,776	332,874	354,851	
	105		296,078	332,975	355,355	
	106			333,277		
	107			333,681		
	108			333,882		
	109			334,084		
	110			334,487		
	111			334,890		
	112			335,294		
	113			335,495		
再任用職員		189,421	216,237	244,665	258,174	283,578

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十四条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十五条第一項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「扶養親族がない職員に前項第一号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

三 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

第二十三条第二項第一号中「百分の八十二・五」を「百分の八十」に改める。

附則第五項中「百分の〇・八二五」を「百分の〇・八」に、「百分の八十二・五」を「百分の八十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十三条第二項の改正規定(同項第一号中「附則第三項第六号」を「附則第二項第六号」に改める部分を除く。))及び附則第六項の改正規定(「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とする部分を除く。))を除く。による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十三条第二項の改正規定(同項第一号中「附則第三項第六号」を「附則第二項第六号」に改める部分を除く。))及び附則第六項の改正規定(「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とする部分を除く。))に限る。による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年秋田県条例第七十五号。以下「平成二十七年改正条例」という。))附則第五項の規定に基づいて支給された給与を含む。は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給与を含む。))の内払とみなす。
(平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する次の表の上欄に掲げる第二条の規定による改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第三項

及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円

に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき八千円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき六千五百円(職員に配偶

第十五条第一項	その旨	<p>者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円)</p> <p>その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）</p>
第十五条第三項	<p>二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）</p>	<p>二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）</p> <p>三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）</p> <p>又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの</p>
第十五条第三項	<p>その日</p> <p>の改定</p>	<p>これらの日</p> <p>の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及</p>

(教育委員会規則への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第六項中「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に改め、附則第七項中「附則第三項の」を「附則第二項の」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

7 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

8 次に掲げる条例の規定中「附則第三項の」を「附則第二項の」に改める。

一 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年秋田県条例第六号)附則第二項

二 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十七号)附則第二項

(平成二十七年改正条例の一部改正)

び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

9 平成二十七年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

平成二十八年十一月二十九日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十五号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「あり、及び」を「あるのは「百分の百五十」と、「に」、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「あるのは「百分の百五十」と、「を「あり、及び」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成二十八年十一月二十九日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

平成28年度12月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 0 2 億 1, 5 7 9 万 5 千円
今 回 補 正 額	3, 6 5 0 万 8 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 1 0 2 億 5, 2 3 0 万 3 千円

2 補正予算の内容

(単位:千円)

(1) 施設整備室

①学校営繕費

14, 577

(国5, 062 債9, 500 〇15)

県立学校の校舎等を改修する。

- ・栗田支援学校 小学部棟

②県立学校天井等落下防止対策推進事業

18, 749

(国6, 544 債12, 800 〇△595)

屋内運動場の吊り天井の落下防止対策を実施する。

- ・比内支援学校かづの校体育館 (S63年建築)
- ・比内支援学校たかのす校体育館 (S61年建築)

(2) 教職員給与課

①給与費

△ 4, 194

(国17, 340 〇△21, 534)

現員現給及び人事委員会勧告による職員手当等の増額により給与費を補正する。

・教育総務費	△ 25, 784 (〇△25, 784)
・小学校費	△ 261, 075 (国△65, 210 〇△195, 865)
・中学校費	227, 462 (国 62, 553 〇 164, 909)
・高等学校費	△ 49, 847 (〇△49, 847)
・特別支援学校費	111, 607 (国 19, 997 〇 91, 610)
・社会教育費	△ 6, 830 (〇 △6, 830)
・保健体育費	273 (〇 273)

合 計	△ 4, 194 (国 17, 340 〇 △21, 534)
-----	---------------------------------

(3) 生涯学習課

①学校・家庭・地域連携総合推進事業

5, 960

(国5, 960)

放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体運営に必要な備品等の整備
に対して助成する。

- ・1施設あたり 1, 000千円程度
- ・6施設分

②債務負担行為設定 (秋田県自然活動体験センター管理運営費)

秋田県自然活動体験センターの指定管理料の限度額を設定する。

- ・指定管理期間 平成29年度～平成33年度 (5年間)
- ・設定限度額 15, 285千円 (3, 057千円/年)

(4) 文化財保護室

①文化財保護助成事業

1,416 (⊖1,416)

花輪祭の屋台行事の腰抜け屋台の修理に対して助成する。

・助成先 花輪ばやし祭典委員会

・補助率 国1/2(直接補助)・県1/6・鹿角市1/6・祭典委員会1/6

※補足説明：財源について

④ 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金)

④ 県 債

⊖ 一般財源

平成28年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,968,526		1,968,526
総務課施設整備室	5,667,985	33,326	5,701,311
教職員給与課	88,071,658	△4,194	88,067,464
幼保推進課	5,211,313		5,211,313
義務教育課	942,793		942,793
高校教育課	5,574,115		5,574,115
特別支援教育課	881,759		881,759
生涯学習課	831,260	5,960	837,220
生涯学習課文化財保護室	227,646	1,416	229,062
保健体育課	266,174		266,174
福利課	572,566		572,566
歳 出 合 計	110,215,795	36,508	110,252,303

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		4,337,869	0	4,337,869
	2 児童福祉費	4,337,869		4,337,869
10 教育費		105,867,926	36,508	105,904,434
	1 教育総務費	15,081,760	△25,784	15,055,976
	2 小学校費	30,821,791	△261,075	30,560,716
	3 中学校費	20,488,418	227,462	20,715,880
	4 高等学校費	27,605,930	△16,521	27,589,409
	5 特別支援学校費	9,099,330	111,607	9,210,937
	6 社会教育費	2,428,230	546	2,428,776
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,215,795	36,508	110,252,303

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	90,183,263	△4,194	90,179,069	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,102,409	△419	4,101,990	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金等	2,904,168		2,904,168
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	6,766,372	6,408	6,772,780
	積立金	基金会計への積立金	201		201
	貸付金	貸付金	672		672
	小計		9,671,413	6,408	9,677,821
維持補修費	県有施設(教育機関、県立学校等)の維持補修費	186,131		186,131	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	799,610	35,782	835,392	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	5,262,969	△1,069	5,261,900	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000	
歳 出 合 計		110,215,795	36,508	110,252,303	

市町村立学校職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 第1条による改正関係

① 勤勉手当の引上げ（第23条及び附則第5項関係）

- ・平成28年12月に支給する一般職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

0.775月 → 0.825月（+0.05月）

② 給料表の改定（別表第1～別表第3関係）

- ・給料表について、給料月額の引上げ改定（平均0.11%）を行う。

(2) 第2条による改正関係

① 扶養手当の改定（第14条及び第15条関係）

- ・子及び配偶者に係る手当額を次のとおり改定する。

【子に係る手当額】 10,000円（現行 6,500円）

【配偶者に係る手当額】 6,500円（現行13,000円）

② 勤勉手当の改定（第23条及び附則第5項関係）

- ・一般職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

【6月期】 0.775月 → 0.800月（+0.025月）

【12月期】 0.825月 → 0.800月（△0.025月）

3 施行期日等

(1) 施行期日

① 勤勉手当関係

- ・平成28年12月支給分 公布の日施行（平成28年12月1日適用）
- ・平成29年度以降支給分 平成29年4月1日施行

② 給料表の改定 公布の日施行（平成28年4月1日適用）

③ 扶養手当関係 平成29年4月1日施行

(2) その他

- ・所要の経過措置を規定するほか、所要の規定の整理を行うこととする。

(参考)

期末・勤勉手当の支給割合

(単位：月)

区 分		現 行			平成28年度（改正後）			平成29年度（改正後）		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期 末	一般職員	1.175	1.325	2.500	1.175	1.325	2.500	1.175	1.325	2.500
	再任用職員	0.625	0.775	1.400	0.625	0.775	1.400	0.625	0.775	1.400
勤 勉	一般職員	0.775	0.775	1.550	0.775	0.825	1.600	0.800	0.800	1.600
	再任用職員	0.375	0.375	0.750	0.375	0.375	0.750	0.375	0.375	0.750
合 計	一般職員	4.050			4.100			4.100		
	再任用職員	2.150			2.150			2.150		

教育長の給与及び旅費等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。（第3条関係）

（単位：月）

支給月	現行	平成28年度(改正後)		平成29年度(改正後)	
6月	1.500	1.500	—	1.525	+0.025
12月	1.500	1.550	+0.050	1.525	△0.025
合計	3.000	3.050	+0.050	3.050	—

3 施行期日

- ・平成28年12月支給分 公布の日施行（平成28年12月1日適用）
- ・平成29年度以降支給分 平成29年4月1日施行

報告事項

平成29年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について(公務員を除く)

平成28年11月30日現在

高校教育課

(公立全日制高校)

- 卒業予定者数 **7,562** 人
- 就職内定状況(公務員を除く)

地区		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
県北	今年度	1,933	629	599	95.2%	383	358	93.5%	246	241	98.0%	30
	昨年度	1,952	619	589	95.2%	351	323	92.0%	268	266	99.3%	30
中央	今年度	3,231	796	759	95.4%	528	497	94.1%	268	262	97.8%	37
	昨年度	3,224	781	718	91.9%	532	480	90.2%	249	238	95.6%	63
県南	今年度	2,398	674	647	96.0%	431	408	94.7%	243	239	98.4%	27
	昨年度	2,566	691	661	95.7%	455	430	94.5%	236	231	97.9%	30
県全体	今年度	7,562	2,099	2,005	95.5%	1,342	1,263	94.1%	757	742	98.0%	94
	前年度	7,742	2,091	1,968	94.1%	1,338	1,233	92.2%	753	735	97.6%	123
	増減	-180	8	+37	+1.4	+4	+30	+1.9	+4	+7	+0.4	-29

- ① 公立全日制就職内定率 **95.5%** (前年同期比 **+1.4**ポイント)
 県内就職内定率 **94.1%** (前年同期比 **+1.9**ポイント)
 県外就職内定率 **98.0%** (前年同期比 **+0.4**ポイント)

② 地区別内定率等

県内就職内定率は、県北地区で前年同期比+1.5ポイント、中央地区で前年同期比+3.9ポイント、県南地区で前年同期比+0.2ポイントとなった。
 県外就職内定率は、県北地区で前年同期比-1.3ポイント、中央地区で前年同期比+2.2ポイント、県南地区で前年同期比+0.5ポイントとなった。

③ 就職希望者数等

就職希望者数は2,099人であり、前年同期比で+8人と増加している。
 県内内定者数は1,263人であり、前年同期比で+30人と増加している。

(公立全日制高校+公立定時制高校+私立高校)

		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
全日制		7,562	2,099	2,005	95.5%	1,342	1,263	94.1%	757	742	98.0%	94
定時制		152	77	47	61.0%	58	32	55.2%	19	15	78.9%	30
私立		824	142	123	86.6%	116	97	83.6%	26	26	100.0%	19
全県総計	今年度	8,538	2,318	2,175	93.8%	1,516	1,392	91.8%	802	783	97.6%	143
	前年度	8,717	2,326	2,142	92.1%	1,535	1,375	89.6%	791	767	97.0%	184
	増減	-179	-8	33	+1.7	-19	17	+2.2	+11	+16	+0.6	-41
男女別	男子	4,291	1382	1302	94.2%	881	810	91.9%	501	492	98.2%	80
	女子	4,247	936	873	93.3%	635	582	91.7%	301	291	96.7%	63

平成29年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(公務員を含む 11月30日現在)

①公立高校全日制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,342	1,263	94.1%	79	-26
県外民間	757	742	98.0%	15	-3
小計	2,099	2,005	95.5%	94	-29
県内公務員	175	151	86.3%	24	-1
県外公務員	108	77	71.3%	31	-8
小計	283	228	80.6%	55	-9
合計	2,382	2,233	93.7%	149	-38

(前年同期比 + 1.6ポイント)

②公立高校定時制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	58	32	55.2%	26	+1
県外民間	19	15	78.9%	4	+4
小計	77	47	61.0%	30	+5
県内公務員	1	1	100.0%	0	-1
県外公務員	4	3	75.0%	1	+0
小計	5	4	80.0%	1	-1
合計	82	51	62.2%	31	+4

(前年同期比 + 1.3ポイント)

③私立高校

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	116	97	83.6%	19	-11
県外民間	26	26	100.0%	0	-6
小計	142	123	86.6%	19	-17
県内公務員	21	20	95.2%	1	+0
県外公務員	0	0		0	-1
小計	21	20	95.2%	1	-1
合計	163	143	87.7%	20	-18

(前年同期比 + 8.6ポイント)

①+②+③県全体

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,516	1,392	91.8%	124	-36
県外民間	802	783	97.6%	19	-5
小計	2,318	2,175	93.8%	143	-41
県内公務員	197	172	87.3%	25	-2
県外公務員	112	80	71.4%	32	-9
小計	309	252	81.6%	57	-11
合計	2,627	2,427	92.4%	200	-52

(前年同期比 + 2.0ポイント)

県内希望の割合 **65.2%** 1,713人 / 2,627人 (前年同期比 -0.1ポイント)

内訳 [男子 **63.8%** 1,033人 / 1,618人]
 [女子 **67.4%** 680人 / 1,009人]

県内就職の割合 **64.4%** 1,564人 / 2,427人 (前年同期比 +0.1ポイント)

内訳 [男子 **63.3%** 946人 / 1,495人]
 [女子 **66.3%** 618人 / 932人]

ユネスコ無形文化遺産登録について

生涯学習課文化財保護室

1 概要

12月1日に、エチオピアで開催されていたユネスコの政府間委員会において、「角館祭りのやま行事」、「土崎神明社祭の曳山行事」、「花輪祭の屋台行事」を含む日本の「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されることとなった。

2 ユネスコ無形文化遺産について

平成15年に採択された無形文化遺産保護条約に基づいて作成される「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録された文化財

3 「山・鉾・屋台行事」の提案について

平成23年提案の「秩父祭の屋台行事と神楽」と「高山祭の屋台行事」が、平成21年登録の「京都祇園祭の山鉾行事」と「日立風流物」との類似性が指摘され登録とならなかったことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財33件をグループ化し、「京都祇園祭の山鉾行事」と「日立風流物」を拡張する形の提案としていた。

4 ユネスコ無形文化遺産に登録される秋田県の「山・鉾・屋台行事」

◇角館祭りのやま行事（仙北市、平成3年2月21日国指定）

角館神明社と成就院薬師堂の合同の例大祭で、江戸時代中期の記録が残っている。18町内から大型の人形を飾った曳山が出され、町内を引き回す。

◇土崎神明社祭の曳山行事（秋田市、平成9年12月15日国指定）

土崎神明社の例大祭として行われ、江戸時代中期の記録が残っている。奉納される曳山は年によって異なるが20台前後である。

◇花輪祭の屋台行事（鹿角市、平成26年3月10日国指定）

幸稻荷神社と花輪神明社の合同の例大祭で、江戸時代後期の記録が残っている。10台の屋台が各町内を運行する。

5 今後の予定

本年3月に国からユネスコに提案し、6月に審議見送りとなった「来訪神：仮面・仮装の神々」の8行事の中に「男鹿のナマハゲ」が含まれており、再提案に向け準備をしている。